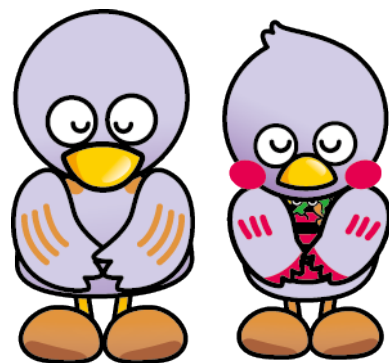


紙の納付書・申告書等の 事前送付を取りやめます



埼玉県マスコット コバトン&さいたまっち

廃止の時期と対象

時期

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

対象

- 令和2年3月31日以前の直近事業年度を電子申告（eLTAX）した法人
- 大法人（※）

※ 内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等

詳しくは
裏面へ！

納付書・申告書等の送付が必要な場合

所管の **県税事務所** へご連絡ください。

県税事務所	電話番号	管轄地域
さいたま県税事務所	048-822-5131	さいたま市(岩槻区を除く)
川口県税事務所	048-252-3571	川口市・蕨市・戸田市
上尾県税事務所	048-772-7140	鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町
朝霞県税事務所	048-463-1672	朝霞市・志木市・和光市・新座市
川越県税事務所	049-242-1662	川越市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・ふじみ野市・三芳町
所沢県税事務所	04-2995-2135	所沢市・狭山市
飯能県税事務所	042-972-0441	飯能市・入間市・日高市・毛呂山町・越生町
東松山県税事務所	0493-23-8906	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町
秩父県税事務所	0494-23-2121	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村
本庄県税事務所	0495-22-6100	本庄市・美里町・神川町・上里町
熊谷県税事務所	048-523-2036	熊谷市・深谷市・寄居町
行田県税事務所	048-556-5094	行田市・加須市・羽生市
春日部県税事務所	048-737-2110	さいたま市岩槻区・春日部市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町
越谷県税事務所	048-962-2191	草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町

問合せ先

埼玉県 総務部 税務課 課税担当（法人）

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
TEL 048(830)2657 FAX 048(830)4737

埼玉県 各種申請申告様式

検索



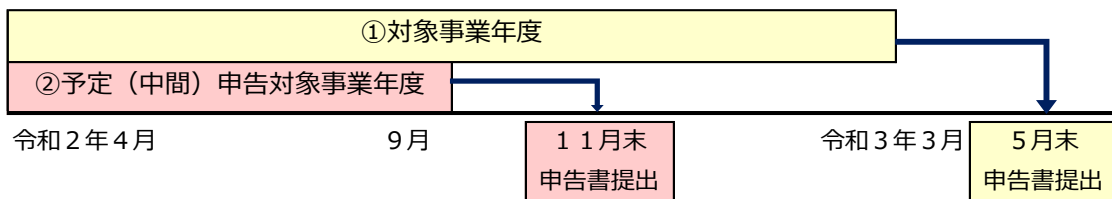
納付書・申告書等の廃止と事業年度

納付書・申告書等の事前送付の廃止は、「令和2年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から適用されることとなります。

事業年度（課税期間）が1年間の3月決算法人の場合は、以下のとおりとなります。

【例】事業年度が1年間の3月決算法人（決算期の変更がない場合）

- ① 確定申告 → 令和3年3月期以後が対象
- ② 予定申告（仮決算の中間申告） → 令和2年9月期以後が対象



その他のお知らせ

大法人の電子申告が義務化されます

「資本金の額又は出資金の額」など、法人の届出事項が変更された場合には、**「法人の名称変更等の報告書」**をご提出ください。



平成30年度税制改正により**令和2年4月1日以後**に開始する事業年度から、法人県民税・法人事業税等の申告は**電子申告（eLTAX）**により提出しなければならないとされました。

埼玉県では、県が把握している資本金の額又は出資金の額で大法人に該当するかどうかを判断します。

また、**電子申告義務化の対象法人には納付書・申告書等を送付しない**予定です。
詳しくは、埼玉県のホームページをご覧ください。

埼玉県 大法人 義務化

検索

全ての都道府県・市区町村に電子納税できるようになります！

令和元年10月からeLTAXの一部として、地方税共通納税システムが稼働します。

これにより、法人県民税・法人事業税等について**全ての都道府県・市区町村**へ自宅や職場のパソコンから**電子納税をすることができるようになります。**



納付書・申告書等がダウンロードできます！

納付書・申告書等の様式は埼玉県ホームページに掲載しています。
ぜひご利用ください！

埼玉県 各種申請申告様式

検索